

国会から見た経済協力・ODA(3)

～ インドネシア賠償協定を中心に ～

第一特別調査室 たかつか としあき
高塚 年明

1. はじめに

我が国の経済協力・政府開発援助（ODA）の歴史は、1955（昭和30）年に始まり、今日まで50年余が経過した。この間、ビルマ（現ミャンマー）、フィリピン、インドネシア、ベトナムの4か国への賠償、韓国との請求権・経済協力協定、中国との国交正常化、オイルショック、ODA中期目標、マルコス疑惑、冷戦終焉によるロシア・東欧支援、湾岸危機・湾岸戦争、カンボジアPKO、対中ODA批判、人間の安全保障、アフリカ支援など、幾つもの大きな節目を迎えた。

本稿は、数回にわたり、これら多くの節目に国会で何が議論されてきたのかを検証し、そこから当時の国際情勢、経済協力・ODAを取り巻く国内の世相、考え方そして行政府の姿勢を描き出そうと試みるものである。そのため、本稿においては、国会における質疑・答弁などを、当時の用語のまま要約する形で記述するよう努めた。

3回目の今回は、前回のフィリピン賠償協定（本誌第261号・2006年10月21日発行）に引き続き、インドネシア賠償について述べることとする。

2. アジア重視の継続

1957（昭和32）年の我が国の経済は、景気引締め政策の浸透に伴い、国内需要は漸次沈静化し、物価、生産、輸入等、各分野における経済の調整が進んだ年となった。同年5月以降、国際収支の急激な悪化に伴う外貨危機への対処として採られた緊急対策が所期の効果を収め、国際収支も相当改善した。政府は、国際収支の改善を一層確実かつ持続的にするために貿易の規模を拡大する意向を示した。西欧諸国では、貿易の逆潮、金・ドル資金の偏在が顕著となり、自国通貨の擁護と外貨準備の獲得のための政策を持続しつつあった。また、世界景気の支柱であった米国経済も1957（昭和32）年秋以降、景気停滞の状況にあった。東南アジアの購買力の不足、欧州共同市場等経済ブロックの強化、各国の輸出競争の激化及び輸入抑制措置等、我が国の輸出環境は一段と厳しい状況にあった。このような経済事情にかんがみ、政府は1957（昭和32）年末、昭和33年度から37年度に至る経済5か年計画を策定した。そこでは我が国経済の行き過ぎを考慮して、国内消費と投資の伸びを控え目なものとし、積極的に輸出を増進することによって経済発展の基礎を強固にする姿勢を示した。ちなみに、政府は昭和33年度の輸出目標を31億5,000万ドルと決定した。

1958（昭和33）年1月、第28回国会において、岸信介首相、藤山愛一郎外相は、施政方針演説、外交演説を行った。そこで述べられた大きな柱は、世界を動かす新しい原動力と

してのアジア、国際共産主義への警戒、日米協調の重要性、自由諸国との協調、東南アジア開発基金構想、インドネシア賠償の合意であった¹。

(岸信介首相)

当面する東西の緊張の中にあつて、アジアは、その歴史にかつて見ない重要な地位と役割を持つに至つた。今や、アジアは、世界を動かす新しい原動力である。これらの国々の大部分は、過ぐる大戦によって大きな痛手を受けたのであり、また、この戦争を契機として、永年にわたる隷属から解放されたのである。

アジアへの関心のゆえに、私は2回にわたり、各国を訪問し、戦争中の出来事に対し心から遺憾の意を表するとともに、親善の復活に努めてきた。これによつて、アジア諸国民のわだかまる感情は漸次和らぎ、我が国に対する信頼と協力の念は一段と深まったことと信ずる。

これらアジアの各国が、民族の希望を託した新しい国旗の下において、それぞれ真剣な努力を傾けている姿を見て、私は深い感動を覚えた。しかしながら、反植民地主義の旗印の下に結集する民族主義運動は、ともすれば国際共産主義宣伝の場に利用されがちであり、その原因が、主として、経済基盤の弱さと、国民の生活水準の低さにあることを見逃してはならない。私が、多年の懸案であったインドネシアとの賠償問題の早期解決を図り、また、東南アジア開発のための諸計画の早急な実現を提唱しているのは、このような見地に立つからである。

韓国との間の恒久的な友好関係を熱意を持って築こうとしているのも、アジア連帯の自覚によるものである。新しきアジアが、その復興と繁栄を通じて、相互の連帯を強めることこそ、世界の平和を達成する道である。

アジア外交には特に力を注いでいこうとするところであるが、自由諸国、特に米国とは、昨年夏、私とアイゼンハワー大統領との会談に基づく日米共同宣言の趣旨に沿って、一貫して協調を保っていく方針であり、両国間における諸懸案についても、更に相互の立場の理解を深め、率直な話し合いを続けることにより、逐次合理的な解決を図るよう努力を続けたいと思う。

(藤山愛一郎外相)

私は、自由世界自体が安定し、かつ強化されることこそ、世界平和のために肝要であると信じている。私が強調したいのは、まず、自由諸国において民主主義の健全な発展を可能ならしめる社会的、経済的基盤を強化するため、積極的な国際協力が行われること、及び自由諸国の相互間に真の政治的、経済的協調を達成するため一段の努力が払われる必要があるということである。自由諸国の間にもなお検討を要すべき多くの問題があることは事実である。しかしながら、私は、自由諸国間の問題は、真の友人の間においてのみ可能な自由かつ率直な意見の交換によつて、解決の道が開けることを確信している。

昨年夏、岸総理大臣の渡米により、日米両国間の信頼と相互理解が深められたことは、誠に喜ばしいことである。

日米両国政府は、岸総理大臣とアイゼンハワー大統領との共同声明の精神に沿い、安全保障問題を始め種々の問題について、絶えず率直かつ有益な意見交換を行い、見解の調整に努めている次第である。(中略)

アジア、アフリカ諸国が、民族主義に基づく新たな理想を活力をもって、その政治的地位の向上と経済建設に努力していることに対して、我が国が深い理解と同情とを持っていることは、今更言うまでもないことである。我が国としては、これら諸国の民族主義運動が穏健かつ着実な方法によりその目的を達成することを希望し、国際連合の内外において、今後とも積極的な協力を惜しまないものである。特に、アジア、アフリカ諸国の政治的独立の裏付けとなる経済的安定と向上の問題については、我が国は、でき得る限りの寄与を行う用意がある。政府としては、既に昨年来東南アジア開発基金構想を提案し、その実現のため、現在所要の措置を採りつつある。政府は、この提案が、友好諸国の賛同を得て、速やかに実現されることを希望する。

昨年岸総理大臣の東南アジア歴訪を機として、インドネシアと長らく懸案となっていた賠償問題に関する合意が成立し、過日、平和条約その他の関連協定が調印された。かくして、ここに日伊両国間に正常な外交関係が設定される運びと相なり、さらには、政治、経済、文化等あらゆる分野における両国間の協力関係の道が開かれたことは、喜びに耐えないところである。

3. インドネシアとの平和条約・賠償協定等

(1) 交渉の経過

ア インドネシアによる中間協定及び対日貿易収支戻の支払いの拒否

サンフランシスコ講話会議で対日賠償請求の意思を表明したインドネシアは、1951(昭和26)年12月、ジュアンダ運輸通信相を代表とする賠償使節団を東京に派遣し、各国に先駆けて日伊賠償交渉が開始された。同使節団は津島寿一外務省顧問を代表とする日本側と接触し、翌1952(昭和27)年1月18日に至り日伊賠償に関する中間協定案及び交換公文に仮調印した。同協定はサンフランシスコ平和条約第14条にのっとりた原則を掲げたものであり、賠償の額及びその履行期間、紛争解決方式などについては次の会議で討議検討するとしたものである。しかし、その直後の2月、インドネシアのスキマン内閣が総辞職し、次のウィポロ内閣は5月17日、同月に開催されることになっていた次回会談を開催せず、中間協定を棚上げとし、平和条約の批准も無期延期すると決定した。

その後、1年以上が経過し、1953(昭和28)年10月の岡崎勝男外相の東南アジア諸国歴訪を契機として、沈没船引揚交渉を再開することとなり、10月29日に来日したスダルソノ賠償調査団との交渉の結果、12月16日、沈没船引揚中間賠償協定が調印され、650万ドルの範囲内で4年間に60隻を下らない隻数をインドネシア近海から引き揚げることとなった。翌1954(昭和29)年3月17日、日本の国会はこの中間協定を承認したが、インドネシアはこれを承認せず、同年4月、インドネシアはアサハン河電源開発工事を中心とした中間賠

償構想を提案してきた。しかし、その必要資金が2年間で5,700万ドルにも上るため、日本政府部内には総額を決定せず巨額の賠償を支払うことの危険性を危惧する意見が広まった。そこで日本側は賠償交渉の妥結を急ぐ必要はないとの姿勢をとるところとなった。これに苛立ったインドネシア側は1954（昭和29）年6月末に対日貿易収支戻の支払いを拒否し、これを賠償の一部として帳消しにするよう要求してきた。インドネシアとの間の一定期間の輸出入の差引収支戻をまとめて決済するオープン・カウント取引が開始されたのは1950（昭和25）年6月からであったが、2年目の1952（昭和27）年までに7,000万ドルの日本の貸し越しとなり、同年に両国間で協定を締結し、5年間で決済することとされたが、インドネシアはその一部を支払ったのみでその後の日本の貸し越しが増加し、日本側はついに1954（昭和29）年7月からインドネシア向けの輸出を抑制するに至った。しかし、その後も増え続け1956（昭和31）年末の段階で約1億7,000万ドルにまで膨らんでいった。

イ インドネシアによるオランダとの経済協力関係の破棄

インドネシアにとりオランダとの経済協力関係の清算は最大の課題であった。インドネシアは1945（昭和20）年8月17日、オランダから独立宣言し「インドネシア共和国」となった。しかし、旧蘭印の権益は1949（昭和24）年にオランダと条約を締結して初めて受けたという状態であり、開発計画を立てるよりもオランダとの関係をどう調整するかという問題が最も重要であった。しかも、旧蘭印の権益を引き継いだとは言え、国内の資本の8割はオランダ人が握っているという状況であり、商業、交通、金融を始め経済の中心部門がほとんどオランダ人の手に残っていた。そのため、インドネシアの最大の課題は、どのようにして経済的自立を含めた完全な独立を達成するかということであった。

1956（昭和31）年2月、インドネシアはオランダとの経済協力関係を一切破棄した。また、国内開発5か年計画を策定しその資金の一部をオランダ以外の外資に期待したこと、国際収支の悪化により手持外貨の減少を食い止めるため一時輸入の全面停止する状況に追い込まれたこと、同年5月に我が国とフィリピンとの賠償協定が締結されたことなどが重なり、同年春に成立したアリ・サストロアミジョヨ内閣は6月頃から賠償交渉再開に積極的な態度を示し始め、その後、数回の折衝が行われた。

1957（昭和32）年3月、インドネシア側は賠償2億5,000万ドル、経済協力4億5,000万ドルの計7億ドルまで歩み寄ってきた。その後、国内の反乱の激化のため、アリ内閣は同月総辞職した。次のジュアング内閣も前内閣の方針を基本的に引き継ぎ、交渉が継続された。同年2月25日に成立した岸内閣も対インドネシア賠償に意欲的であり、インドネシアでは7月にスカルノ大統領が国民評議会を設置して自らの権限を強化できたことから、交渉妥結への気運が高まり、7月にジュアング首相は、賠償4億ドル、経済協力4億ドル、貿易債権1億7,000万ドルの帳消しは経済協力に含めるという案を岸首相に提案した。

同年9月、小林中特派大使が日本側の対案を示し、10月にハッタ元副大統領が来日してほとんど合意に近づいたが、最終的には11月の岸信介首相のインドネシア訪問に際してのスカルノ大統領との会談によって、賠償約2億3,000万ドル、貿易債権約1億7,000万ドルの棒引き、経済借款4億ドルの線で政治的解決を図ることが合意された。小林政府代表は

12月に細目と最恵国待遇の挿入等についての交渉を煮詰め、12月8日に平和条約と賠償協定に関する覚書に署名し、翌1958(昭和33)年1月20日、藤山・スパンドリオ両外相がジャカルタで平和条約と賠償協定に調印し、同年4月15日に東京で批准書が交換されて発効をみた。賠償2億2,308億ドルの12年払い、請求権1億7,691万ドルの放棄、経済協力4億ドルがその内容であり、インドネシア側の要求総額8億ドル、純賠償4億ドルを一応容認し、焦げ付貿易債権を差し引いた残額の2億2,308億ドル純賠償として計上することにより、形式上はビルマへの純賠償2億ドルに接近させ、かつ12年払いとすることにより、年間支払額をビルマと同額の2,000万ドルに一致させたのである。経済借款4億ドルは賠償協定とは別の交換公文で規定し、また請求権処理も別途議定書により定められることとなった。

(2) 平和条約・賠償協定・旧清算勘定その他の諸勘定の残高に関する請求権の処理に関する議定書及び経済開発借款に関する交換公文の主たる内容

ア 日本国とインドネシア共和国との間の平和条約

日本国とインドネシア共和国との間の平和条約の主たる内容は、日本とインドネシア共和国との間の戦争状態は、この条約が効力を生ずる日に終了する(第1条)

日本とインドネシア共和国との間に永久の平和と友好の関係が存在するとの精神を謳い(第2条) バンドンにおいて開催されたアジア・アフリカ会議における決定

の精神に従って両国間の経済関係をさらに緊密化することを希望する(第3条)

通商航海条約が締結されるまでの間、両国間の貿易は、貿易、海運その他の経済関係において相互に無差別待遇を与える(第3条(b)) 総額2億2,308万ドルに等しい

1803億880万円の価値を有する日本国の生産物及び日本人の役務を、12年の期間内に、賠償としてインドネシア共和国に供与することに同意する。この生産物及び役務の供与は、最初の11年間において、2,000万ドルに等しい72億円の年平均額により行い、未供与分308万ドルに等しい11億880万円を第12年目に供与する(第4条第1項(a))

イ 日本国とインドネシア共和国との間の賠償協定

総額2億2,308万ドルに等しい1803億880万円の価値を有する日本国の生産物及び日本人の役務を、12年の期間内に、賠償としてインドネシア共和国に供与する。この生産物及び役務の供与は、最初の11年間において、2,000万ドルに等しい72億円の年平均額により行い、未供与分308万ドルに等しい11億880万円を第12年目に供与する(第1条) 賠償として供与される生産物及び役務は、インドネシア共和国政府が要請し、かつ、両国政府が合意するものでなければならない。この協定の附属書に掲げる計画の中から選択される計画に必要とされる項目からなるものとする(第2条第1項) 賠償として供与される生産物は資本財とする。ただし、インドネシア共和国政府の要請があったときは、両政府間の合意により、資本財以外の生産物を日本国から供与することができる(第2条第2項) この協定に基づく賠償は、日本国と

インドネシア共和国との間の通常の貿易が阻害されないように、かつ、外国為替上の追加の負担が日本国に課されないように実施されなければならない（第2条第3項）。

ウ 旧清算勘定その他の諸勘定の残高に関する請求権の処理に関する日本国とインドネシア共和国政府との間の議定書

1952（昭和27）年8月7日に締結されたインドネシア共和国との間の支払い取決め及びその他の関係文書により両国間の貿易の決済方式が定められたが、その後インドネシア側において一部を除きこれらの方式による支払いが履行されなかったために、日本政府の債権が累積する結果となったが、平和条約、賠償協定の締結により、両国間の国交が正常化する機会に、一括この累積債権1億7,619億ドルを放棄する、とするものである。

エ 経済開発借款に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文

賠償協定と同時に、1958（昭和33）年1月20日に取り交わされた経済開発に関する交換公文によれば、日本の国民は20年間に4億ドル（1,440億円）の商業上の投資、長期貸付又は類似のクレジットを、インドネシア政府又は国民に対し行うものと定められている。また、借款は、商業上の基礎により、かつ両国の関係法令に従って行われ、インドネシア政府は更に借款をすることができる投資部門及び諸産業を決定し、借款を希望するインドネシアの民間商社又は国民の適格性を定める基準を決定する権利を有する旨が記されている。

（3）平和条約、賠償協定、旧清算勘定その他の諸勘定の残高に関する請求権の処理に関する議定書の審議

日本国とインドネシア共和国との間の平和条約の締結について承認を求めるの件外2件は、1958（昭和33）年2月6日に国会に提出された。同日、衆議院外務委員会に付託され、参議院外務委員会に予備付託された。衆議院においては、3月14日に外務委員会、同日に本会議において、また、参議院においては、4月3日に外務委員会、翌4日に本会議においてそれぞれ議決された。衆参の外務委員会における主たる質疑・答弁は、次のとおりである。

ア 衆議院外務委員会における質疑・答弁

衆議院外務委員会においては、アジア開発基金構想、平和条約第3条の「決定の精神」、貿易収支戻1億7,000万ドルの処理、総合計で8億ドルとなることなどについて質された。

アジア開発基金構想について²

（菊池義郎君）

アジア開発基金の50億円であるが、財政困難の折とは申せ、構想が小さいので

はないか。より大きな構想をもってアジア開発の目的を達成する考えを外相はお持ちか。

(藤山愛一郎外相)

この構想は、先般、岸総理が東南アジアを訪問した際に提唱されたものが基本となっている。当時の構想は4億ドル前後の資金を各国共同で出し合い、受益国とも話し合いながら、これをアジアの経済開発に使っていかうというものであった。しかし、各国の意見もあり、具体的に構想が固まっていない。

(戸叶里子君)

岸総理が大きな構想の下に、一国の経済外交を進めていかうとする考えは理解できるが、今の段階ではうやむやになっているのではないか。なぜなら、岸総理が米国に行って説明しても断られたし、その後も藤山外相が米国と交渉をされたがあまり良い返事はいただいていないからである。このあたりの状況はいかがか。

(藤山愛一郎外相)

各国の反応はいろいろであり、趣旨には賛成だが方法論においても意見が異なる。米国においては従来の日米間援助により相当の資金も出しており、あるいは既存のいろいろな計画があるので最初から非常に乗り気であったとは言えない。米国も若干好意的に動いているようにも感じられるが、こちらも努力している次第である。

(戸叶里子君)

50億円で東南アジア開発に寄与するための国際機関を作る構想で始められたが、近々実現する可能性はあるか、また、どのような国を想定しているか。

(藤山愛一郎外相)

今日の外貨事情、財政事情等から一応この程度の基金を積んでスタートしようと考え、同様の考えを持つ国とともに国際的機関となるよう進めていきたい。東南アジアに位置する国すべてとは申しかねるが、この趣旨に賛同している国もあり、また、西欧諸国にも関心を持っている国もあり、日本として提唱した以上それだけの責任を負っていると考える。

(松本七郎君)

岸総理が米国に行かれ、アジア開発基金構想実現のために、ガリオア、イロアの資金を引き当てにして、日本が返却すべき資金を東南アジアの開発に入れるという交渉をされたが、米国はこれを拒否したと聞いている。この真偽について伺いたい。また、吉田内閣の時代にガリオアは債務なりという書簡を出した事実はあるか、確認したい。

(岸信介首相)

ガリオア、イロアの援助資金に対する日本からの支払いを引き当てにして基金に回すという交渉をした事実は全くない。ガリオア等の問題にも触れていない。

(高橋通敏条約局長)

阿波丸の賠償請求権放棄の交換公文の附属了解事項で、こういうものは債務であるということを確認しているが、直接書簡を出したことは記憶にない。

平和条約第3条の「決定の精神」について³

(高岡大輔君)

平和条約第3条の「バンドンにおいて開催されたアジア・アフリカ会議における決定の精神に従って両国間の経済関係をさらに緊密化することを希望する」とあるが、こうした文言が条約に入った理由は何か、また、「決定の精神」とは十原則を指すのか。

(白幡友敬外務参事官)

こうした表現を条約に入れる例は少ない。第3条(b)でインドネシア側が最恵国待遇という言葉を承知せず、無差別待遇となったが、この交渉を行った際に、ぜひバンドン会議の精神を入れてもらいたいという要求があった。それは、バンドン会議が国民的誇りであり、日本も参加したことから両国の間にはバンドン会議で盛られた精神的な規定は有効であり、バンドン会議がインドネシアの外交の非常に大きな中枢である、というものである。また、これを入れたからと言って、我が国が不利になることもないと判断して入れることにした。十原則を一つ一つ挙げられると法解釈上問題も出てくるので、この場合の精神とは十原則の底流に流れている精神という意味である。つまり、アジア・グループの国々は互いに協力し合っていくという抽象的な表現であると理解している。

(田中稔男君)

バンドン会議の最終コミュニケには、経済協力、文化協力、人権及び民族自決、従属人民の問題、世界平和と協力の促進など平和十宣言としてまとめられている。これを経済関係だけに適用するという記述は狭すぎる。当然、全面的にバンドン精神を尊重すると考えるべきだが、所見を伺いたい。

(藤山愛一郎外相)

大きな精神はそうであろうと思う。しかし、ここに経済関係だけが抽出されたことは、一面においてインドネシアの現状における一番適切な状態を物語っているものであり、インドネシアにとり非常に大きな問題であろう。また、無差別待遇は最恵国待遇と全く同じである。

貿易収支尻1億7,000万ドルの処理について⁴

(高岡大輔君)

いわゆる棒引きに至った経緯を説明願いたい。

(白幡友敬外務参事官)

インドネシア側の当初の賠償要求額が非常に大きく、数次の交渉を重ねて減額されたものの、依然として日本側とは開きがあった。インドネシア側は日本側の賠償額に対する考え方は理解し得るとしても、何かインドネシアのためになるような措置を講じてくれなければ納得できないと主張してきたので、長い間研究しいろいろな構想が出てきた。その一つが国交正常化を前提とした上での棒引きである。これは国交正常化すれば貿易に人為的な制限を付けるのではなく、自由な

貿易を発展させていく意味でも不良債権を一応整理したらどうかという考え方である。これに対しては、とにかく一度返してもらってからの方がよい、あるいは経済的な援助をした方がよいなどの意見もあったが、結局のところ、棒引き方式に落ち着いた。

(高岡大輔君)

1億7,000万ドルの焦げ付きを逐次相殺していく方がよいという考えもあったが、一度に全額棒引きということで決まった理由は何か。

(白幡友敬外務参事官)

どちらがよいか判断は非常に難しい。技術的な面と、もう一つは何と言っても、インドネシアとの間で長い間交渉が続いており、これを早く解決することによって両国の精神面を融和させていく、好転した関係というものに乗せて賠償を実施する、あるいは経済協力を動かしていけば十分やっていけるという考えに至り、棒引き方式も差し支えないとの結論に達した。

(戸叶里子君)

賠償額2億2,308万ドルに決まる前までインドネシア側は4億ドルを主張していた。貿易債権1億7,000万ドルを放棄すれば、ほぼ4億ドルになることから、棒引き分は賠償と考えられるのではないか。

(藤山愛一郎外相)

新しい時代に適応して両国の関係を再出発させるという意味において、また、インドネシアの経済発展に必要であるという観点からも将来棒引きするという事に決定したのであり、賠償とは特別の関連はない。

経済協力4億ドルを加えれば総合計8億ドルになることについて⁵

(田中稔男君)

純賠償2億2,308億ドルと貿易債権の棒引きで約4億ドルになり、これに経済協力を加えれば総合計8億ドルになる。インドネシア側は国内向けには賠償は8億ドルであると宣伝している。蔵相としては、国民に対し純賠償が4億ドルであると説明し、国民に率直に協力を求めるべきではないのか。

(一萬田尚登蔵相)

賠償を解決する際に債権も解決すべきであり、賠償問題だけで日伊関係が良くなるわけではない。この機会に一挙に懸案を解決することが大事であることを国民に理解を得たいと考える。賠償だけ解決し、債権についてはいたずらに係争を続けるのは好ましくないのではないか。

(田中稔男君)

最近、国際収支も若干改善されてきたとはいえ、ビルマ、フィリピンの賠償支払いの継続、そしてその他各種の対外支払いを考慮すれば国民の負担は容易ならざるものがある。蔵相の所見を伺いたい。

(一萬田尚登蔵相)

賠償と経済協力については可能な限り支払いを考えなければならない。しかし、経済協力が今後無計画に拡大されることには同意しかねる。したがって、賠償の支払いと経済協力などについては厳格な態度で臨む所存である。国民所得との関係から見ても7、8%で1割以内の国民負担であろうと考えており、この程度なら財政当局としても支障なく実行できると考えている。

イ 参議院外務委員会における主たる質疑・答弁

参議院外務委員会においては、インドネシアの国内情勢、平和条約第4条の「生産物」、インドネシアとの戦争状態の有無などについて質された。

インドネシアの国内情勢について⁶

(羽生三七君)

今のインドネシアの政情は非常に困難なところに来ている。情勢判断が重要だと思うが、どのように判断されているか、所見を伺いたい。

(岸信介首相)

せっかく独立国として出発したのにその前途に暗影を投ずるような事態は悲しむべき事態であり、このような事態が一日も早く收拾されることを切に望んでいる。私どもは、スカルノ大統領を中心とする政権が近く崩壊、分裂するとは見ていない。混乱が続くであろうが、スカルノ大統領を中心として事態が收拾されると考えている。スカルノ大統領とハッタ氏との関係、スマトラとジャワとの関係、また、政府に反対する勢力についてはいろいろ見方がある。今日、両者の妥協はできていないが、両者が提携することによってのみインドネシアの政情は安定する。スカルノ大統領に対する国民的信頼とハッタ氏のジャワにおける勢力が協力することで事態が收拾できると見ている。

(吉江勝保君)

スカルノ政権が揺るぎないものということは、大統領の地位が安泰という意味か、それとも現在のジュアング内閣が変わりがないという意味か。

(岸信介首相)

スカルノ大統領に対する国民的信頼は根本的に揺るぎないものである。また、同氏に代わる国民的信望を持っている人はいない。現在の反乱軍の主張は、ジュアング内閣の政策があまりにもジャワ中心であり、スマトラなどの島嶼に対する施策が足りないというものである、また、内閣の顔ぶれに対する批判である。したがって、スカルノ大統領の下でジュアング内閣が改造されるのではないかと見ている。

(森元治郎君)

数日前に、インドネシア政府が外務大臣名で近隣諸国に対し、革命政府軍(反乱軍)に武器を渡さないでくれと要請した電報があったか。あったとすれば、どういう国に要請したか。

(松本瀧藏外務政務次官)

新聞報道にはそうした情報があるが、日本にはそうした公電は入っていないので事情は不明である。

(森元治郎君)

ジャカルタを中心としてみれば、反政府側は、スマトラ中北部、セレベスの北部の港に布陣している。反政府側の連携はどうなっているか。

(松本瀧藏外務政務次官)

今回の紛争は、民主主義的な国民党の創始者であるスカルノ大統領の一統と、これに対する回教政党であるマシュミ党との対立で始まった。理想主義的、親西欧的なスカルノ氏と現実的なハッタ氏との対立であるとも言われている。私どもがこの両者に会って感じることは、旧宗主国であるオランダあたりから入ってくる情報ほど深刻ではないということである。スカルノ・ハッタ会談が2回続けて行われたが、現地の情報によると、和解をして何とか収めたいという気持ちが双方にあるということであり、大きな事態になるとは考えていない。

(永野護君)

政府軍と反乱軍の両方が物資の調達に日本に来ているようだが、反乱軍と契約すれば正常なインドネシアとの国交に非常に大きな影響を及ぼし、好ましからざることになると思うが、どのように対応するのか。

(松本瀧藏外務政務次官)

講和条約並びに賠償協定の対象はジャカルタにある政府である。地方の反乱軍等と接触と持つとか援助するということは、当然のことながら好ましからざる事態を起こす。反乱軍に武器を売る、援助することは考えていない。スマトラはシンガポールと自由な経済関係を結んでいるので間接的に入手することはあり得るが、我が国が直接援助するわけにはいかない。

(森元治郎君)

スカルノ政府側の放送は、外国が反乱軍を支援するとスペイン内戦のようになると報じている。ニュージーランドだったと思うが、反乱軍を交戦団体として認める意向を示していると言われている。国際法上、交戦団体として黙示の承認を与えた国があるか。

(藤山愛一郎外相)

反乱軍を交戦団体と認めている国はない。内乱が大規模に発展するとは思っていない。我が国に対し反乱軍からも何ら接触はなく、事態が急迫しているとは見えていない。日本としては、できるだけ早い時期に平和条約を締結し、賠償によって経済協力に貢献する、焦げ付債権の棒引きによりインドネシアの負担を軽減する方向で進んで参りたい。

(曾弥益君)

双方に対して外国が干渉しない、武器を援助しないという申し合わせをやるべきと考えるが、外相の見解を伺いたい。

(藤山愛一郎外相)

事態が大きくなりながらも長期化することは、アジアの平和のためにも好ましくないことであるので、我が国政府も事態の推移に応じていろいろの問題を考えていきたい。

平和条約第4条の「生産物」について⁷

(永野護君)

第4条の「生産物」を厳格に解釈すれば、まったく日本の原料と労力だけでなければならぬという解釈もあると聞いているが、総理の見解はいかがか。

(岸信介首相)

原材料もすべて国産ということではない。この趣旨は、言うまでもなく、日本が賠償をするに当たって多くの外貨を費やすことは日本経済には非常に困るという観点に立つものであり、したがって、日本ででき得るものということである。

(高橋通敏条約局長)

第2条の3の問題ではないかと考える。「この協定に基づく賠償は、日本国とインドネシア共和国との間の通常の貿易が阻害されないように、かつ、外国為替上の追加の負担が日本国に課されないように、実施しなければならない」とされており、いやしくも外国為替上の問題があるときは絶対にできないというのではなく、そのために特に外国為替上の追加負担が課せられる場合は適當ではない。しかし、一般に輸入した物件であっても、余剰があり、その他適当な場合はそれを使っても構わない、という意味である。

(永野護君)

通産省の解釈と大蔵省の解釈との間には大きな開きがあるように思われる。総理の言われるように、なるべく広く考えることで統一的に解釈できれば大変結構なことである。

(藤山愛一郎外相)

例えば、特別のпатентを買ったり、そのものの政策のために何らかの特殊な措置を要し、特別の外貨の負担がある場合等のごときは含まれない。しかし、平常輸入して使用する場合は制限があるわけではない。実行上の問題として、通産行政なり、大蔵行政の上で若干の違いはあるかもしれないが、総合的には、政府の解釈として外務、大蔵、通産の3省はそうした解釈をとっている。

インドネシアとの戦争状態の有無について⁸

(杉原荒太君)

平和条約を締結するに当たっては、日本とインドネシアとの間に戦争状態が存在していたことを前提とするわけであるが、その法的な説明はどのようにされるのか。

(高橋通敏条約局長)

日本はオランダと戦争状態になったが、当時インドネシアはオランダの植民地であった。ところが、事後、インドネシアは1945(昭和20)年に独立宣言を行い、1949(昭和24)年に主権を委譲され、そこで正式に独立国家となった。したがって、独立前のオランダの権利義務関係を独立によって委譲を受けた、相続したと考えられる。

(杉原荒太君)

財産などの権利義務関係が承継されるのは理解できるが、戦争状態の承継というのは法律上考えられるのか。インドネシアは独立によって新しく国際法上の人格が発生したのであるから、戦争状態を承継するということになるのか。

(高橋通敏条約局長)

戦争状態が新しく成立した独立国家によって承継されるのかという問題は、厳密に言えば、相当法律上の問題はあるかと考える。しかし、いずれにしてもインドネシアがサンフランシスコ講和会議に参加したのであるから、日本と戦争状態にあったことになると考える。

4. おわりに

今回、インドネシアとの賠償協定に関する主たる国会論議を紹介した。インドネシア賠償も、ビルマ賠償とフィリピン賠償と同様、交渉において困難を極めた。特に、インドネシア自身の持つ2つの問題、すなわち、第2次大戦後のオランダとの関係、そして国内の平定という困難な課題の克服に時間がかかったことが我が国との賠償交渉を遅らせた大きな原因と言えよう。

スカルノが「インドネシア共和国」として独立宣言をしたのは、日本軍が降伏した2日後の1945(昭和20)年8月17日である。しかし、この「インドネシア共和国」はジャワ島とスマトラ島の一部を拠点とするのみの地域であり、現在の国土⁹とは異なる。また、植民地復活を目指すオランダの2次にわたる「警察行動」と称する軍事的介入に耐えなければならなかった。現在の国土として確定するには、オランダとの関係において2つの問題が残されていた。第1は、当初、「インドネシア共和国」とオランダが組織した15の国家や特区から成る「インドネシア合衆共和国」を構成するとされたことである。これが単一のインドネシア共和国に再編されたのは1950(昭和25)年8月のことである。第2は、西イリアンがオランダの主権下に留められたことである。インドネシアへの主権移管の合意が成立したのは、1962(昭和37)年、実際に帰属が確定したのは1969(昭和44)年のことである。

また、国内を見れば、1945(昭和20)年に独立宣言はしたものの、イスラム原理主義の「ダルル・イスラム」の反乱(1948~1960年)や共産主義者の「マデイウン反乱」(1948年)を平定するという困難な闘いを強いられた。その後の昭和30年代に入っても国内での勢力争いは後を絶たなかった。

さらに、地政学的な位置、天然資源の豊富さという観点から、米国、ソ連、西欧、東欧、豪州そして我が国から見て、インドネシアが戦略的に極めて重要な地域であったことは明らかである。天然資源としては、石油、錫、ボーキサイト、石炭、マンガン、鉄、ニッケル、タングステン、金、銀、銅、ダイヤモンド、胡椒、砂糖、コーヒー、木材、漁業資源が未開発の状況にあった。

1956（昭和31）年2月、インドネシアがオランダとの経済協力関係を絶ったこと、同年5月に我が国とフィリピンとの間の賠償協定が締結されたこともあり、インドネシア側に賠償交渉を進めようとの機運が起った。我が国としては、この時期まで待たなければならなかったが、困難な交渉を経て1958（昭和33）年に賠償協定を締結できた意義は大きい。インドネシア賠償に続くベトナムに対する賠償については次の機会に論じたい。

【参考文献】

- 賠償問題研究会編『日本の賠償 その現状と問題点』外交時報社、1959（昭和34）年11月25日
日経経済解説部編『賠償の話』日本経済新聞社、1957（昭和32）年4月10日
永野慎一郎、近藤正臣編『日本の戦後賠償』勁草書房、1999（平成11）年11月15日
大蔵省財政史室編『昭和財政史 終戦から講和まで 第1巻』東洋経済新報社、1984（昭和59）年3月29日

-
- 1 第28回国会衆議院本会議会議録第4号1～4頁（昭33.1.29） 第28回国会参議院本会議会議録第4号6～10頁（昭33.1.29）
 - 2 第28回国会衆議院外務委員会議録第2号（その一）5、9、10～12頁（昭33.2.12） 第28回国会衆議院外務委員会議録第12号7頁（昭33.3.12）
 - 3 第28回国会衆議院外務委員会議録第9号1、2頁（昭33.3.5） 第28回国会衆議院外務委員会議録第11号2、3頁（昭33.3.11）
 - 4 第28回国会衆議院外務委員会議録第9号3～5頁（昭33.3.5） 第28回国会衆議院外務委員会議録第10号7頁（昭33.3.7）
 - 5 第28回国会衆議院外務委員会議録第13号11、12頁（昭33.3.14）
 - 6 第28回国会参議院外務委員会議録第11号2、5頁（昭33.3.20） 第28回国会参議院外務委員会議録第12号2、3頁（昭33.3.27） 第28回国会参議院外務委員会議録第13号2、3頁（昭33.4.1）
 - 7 第28回国会参議院外務委員会議録第11号7頁（昭33.3.20）
 - 8 第28回国会参議院外務委員会議録第13号4、5頁（昭33.4.1）
 - 9 東チモールは当時も含まれてはいない。東チモールはポルトガル領であったが、1975（昭和50）年の独立をめぐる内戦でポルトガルの植民地政庁はディリから退却した。同年12月にインドネシアが軍が侵攻し、即時撤退を要求する国連安保理決議にもかかわらず、1976（昭和51）年7月、インドネシアは東チモールを併合した。その後、多くの困難を経て、2002（平成14）年5月20日、東チモール民主共和国として独立した。